

判決年月日	平成29年10月25日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成28年（ネ）第10093号		
○ 「分散組成物及びスキンケア用化粧料並びに分散組成物の製造方法」との名称の発明に係る特許の特許権は、特許無効審判により無効にされるべきであるとして、特許発明の進歩性を否定した事例			

（関連条文）特許法104条の3第1項，29条2項

（関連する権利番号等）特許第5046756号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「分散組成物及びスキンケア用化粧料並びに分散組成物の製造方法」とする特許（特許第5046756号。本件特許）に係る特許権（本件特許権）を有する控訴人が、被控訴人が製造、販売する被控訴人製品が、本件特許の請求項1，3及び4に係る各発明の技術的範囲に属すると主張して、①特許法100条1項及び2項に基づく被控訴人製品の生産等の差止め及び廃棄，②民法709条，特許法102条2項に基づく損害賠償の支払を求めた事案である。原審は、被控訴人製品が本件特許に係る上記発明の技術的範囲に属するものの、上記発明はいずれも進歩性を欠如しており、上記各特許はいずれも特許無効審判により無効にされるべきものであるとして、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人が控訴した。

2 本判決は、要旨次のとおり判示し、本件発明は、乙34発明（「えふくん応援します ～お試しコスメ日記～」と題するインターネット上のウェブサイト（ブログ）の、平成19年1月17日付けの「インフィルトレートセラムってどんなの？」と題する記事（乙34ウェブページ）に掲載された発明）に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであり、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものと認められるから、控訴人は、被控訴人に対し、特許法104条の3第1項の規定により、本件特許権を行使することができないとして、本件控訴を棄却した。

（1） 本件発明と乙34発明との対比

本件発明と乙34発明とでは、本件発明のpHの値が5.0～7.5の範囲であるのに対し、乙34発明のpH値が特定されていない点で相違し、その余の点で一致する。

（2） 相違点の容易想到性について

ア 皮膚に直接塗布する化粧品のpHは、皮膚への安全性を考慮して、弱酸性（約pH4以上）～弱アルカリ性（約pH9以下）の範囲で調整されること、実際に市販されている化粧品については、そのpHが人体の皮膚表面のpHと同じ弱酸性の範囲（pH5.5～6.5程度）に設定されているものも多いことが認められる。そうすると、本件特許の出願前に、化粧品のpHを弱酸性～弱アルカリ性の範囲に設定することは技術常識であっ

たと認められるから、pHが特定されていない化粧品である乙34発明のpHを、弱酸性～弱アルカリ性のものとするのは、当業者が適宜設定し得る事項というべきものである。そして、皮膚表面と同じ弱酸性とされることも多いという化粧品の特性に照らすと、化粧品である乙34発明のpHを、弱酸性～弱アルカリ性の範囲に含まれる「5.0～7.5」の範囲内のいずれかの値に設定することも、格別困難であるとはいえず、当業者が適宜なし得る程度のことといえる。

また、化粧品の基本的かつ重要な品質特性の一つとして安定性があり、化粧品の製造工程において常に問題とされるものであることは当業者に明らかであるところ、化粧品の安定化という課題に対する解決手段には、酸素を断つ方法や酸化防止剤の配合、pH調整剤、金属イオン封鎖剤の配合や最適配合量の水準、不純物質の除去、生産プロセスにおける温度安定性の工夫、原料レベルでの安定な保管などの方法など、様々なものがあることが認められる。そうすると、pHが特定されていない化粧品である乙34発明に接した当業者において、乙34発明のpHを弱酸性～弱アルカリ性の範囲にするとともに、併せて、pH調整剤を含め化粧料に対する様々な安定化の手段を採用して安定化を図るということも、当然に試みるものと解される。

以上によれば、相違点に係る本件発明の構成は当業者であれば容易に想到し得るものであると認められる。

イ 控訴人は、本件発明は、pHを5.0～7.5の範囲とすることによって、乙34発明と比較してアスタキサンチンの安定性の大幅な向上という顕著な効果を奏するものであると主張する。

そこで、控訴人の上記主張を前提に顕著な効果を奏するものであるか否かについて検討するに、当業者の技術常識に照らすと、乙34ウェブページの記載に接した当業者であれば、乙34発明において、そのpHを調整することを含めた化粧料に対する様々な安定化の手段を採用して、安定化を図ることを期待し、これを予測することができるものといえる。また、本件明細書の記載をみても、本件発明のpHとして、弱酸性側の下限値を5.0と設定したことが、それを下回るpHである場合と比較して臨界的意義を有するものではないから、本件発明の上記効果が顕著なものであると認めることはできない（本件発明のpHの範囲である5.0～7.5の全範囲にわたって、本件発明が顕著な効果を奏するとまではいえない。）。

以上によれば、本件発明の実施例について吸光度残存率の高さや性状変化の少なさといった経時安定性の測定結果が良好であったとしても、乙34発明から予測し得る範囲を超えた顕著な効果を奏するとは認められない。

したがって、本件発明は、乙34発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものと認めるのが相当である。